

必ずお読み下さい。第37号⑦

《 TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 》



源泉税個別指導・前期記帳確認のご案内

納期の特例を受けておられる方々の、1月～6月分までの源泉税の納付は 7月10日が期限 ですのでお忘れなく納税して下さい。また、同時期に記帳確認も行います。

下記により個別指導日を設けましたのでご利用下さい。（場所は、両行事とも当会会議室です。）

源泉税個別指導 日 時 7月1日（火）～7月10日（木） 受付時間 下記時間を参照
持参品 源泉徴収簿等源泉税関係書類（青色のファイルがある方）、納付書

前期記帳確認 日 時 7月1日（火）～7月10日（木） 受付時間 下記時間を参照
持参品 ①パソコンやバックアップデータ（会計ソフト利用者の方）
②現金出納帳や元帳などの諸帳簿
③源泉徴収簿等源泉税関係書類（青色のファイルがある方）
④試算表又は月別集計表
⑤昨年分の決算書・確定申告書控（緑色のファイルがある方）
⑥車等を購入された方は、車等の明細書やローン明細書など

定額減税の影響で
繰越金がある方は
特に注意して下さい。

（但し、両行事とも土日祝日は除く・正午より午後1時までは昼休みをいただきます。）

予約制で実施を致します。

下記の要領でお願い致します。

※予約開始は、令和7年6月10日（火）からとなります。

- ・源泉税は、給与や専従者給与を支払っている方が税務署へ報告する事務です。
- ・記帳確認は、日頃の記帳の中で、わからないことや車の買い替えなど記帳（入力）の確認をします。

電話予約

- ・事務局への予約の電話（TEL058-263-4236）をする
- ・必ず宛名シールの番号（5桁）と会員名（事業主名）指導内容（源泉税・記帳確認等）をお伝え下さい。
- ・受付時間：午前9時～午後5時
- ・職員の指名がある場合はお伝え下さい。

ネット予約

- ・QRコード「LINE@」を登録して頂けるとスムーズに行えます。または、検索【岐阜北青色申告会】でHPから予約可能です。
- 必要事項を入力して下さい。
- 受付時間：24時間



●予約（お一人様30分以内）をする。

9:00～ 9:30～ 10:00～ 10:30～ 11:00～ 11:30～
13:00～ 13:30～ 14:00～ 14:30～ 15:00～

●注意事項

- ・時間厳守（予約時間の10分前にはお越し下さい。）をお願いします。
- ・事前にご自身で、集計等は済ませておいて下さい。
- ・体調には十分気をつけてお越し下さい。

★無料法律相談(予約制)のお知らせ★

毎月第4水曜日①13:00②13:40③14:20

※予約が無い場合は、お休みします。

※2回目以降の継続相談は有料です。

※協力:弁護士法人岐阜合同法律事務所

会員紹介キャンペーン実施中

紹介者に4,000円 入会者に5,000円相当プレゼント!!!

〒500-8812 岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館2階 (一社) 岐阜北青色申告会
TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 発行 令和7年4月



必ずお読み下さい。第37号②

《 TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 》



★確定申告を終えて～所得税編～★

確定申告大変お疲れ様でした。特に予約制につきまして、多くの会員の皆様にご協力いただき、誠にありがとうございました。さて、申告が終わり、皆様、ホッとされてみえるかとは思いますが、確定申告期間中、サポートをさせて頂く中で、間違いや勘違いをされてみえる事がございましたので、ご紹介させていただきます。

『貸借対照表編』

※「借入金」を記帳の際は、元金と利息を分けて記帳・入力する必要があります。分けて記帳・入力をしてみえない方がお見えになりますので必ず返済表をお持ち下さい。

※「預り金」とは、従業員の給与や専従者給与を支払った場合に、源泉所得税や住民税を事業主が預かった場合に使う科目です。又、納付の際にも使う科目ですので注意して下さい。

『収入編（特に注意して下さい。売上漏れとなります！）』

※「売上と仕入」「売上と経費（振込手数料・安全協力費等）」「売上と源泉所得税」など差し引かれて売上金が入金になった場合、入金された金額を売上として計上するのではなく、差し引かれる前の金額が、売上となります。

※「売掛金」計上漏れの方が見えました。

『経費編』

※「租税公課」の中に、所得税や市県民税、小規模企業共済などが入っている場合が見られました。これらは、経費ではなく「事業主貸」で処理して下さい。

※「損害保険料」の中に、国民健康保険や生命保険、介護保険料などが入っている場合が見られました。これらは、経費ではなく「事業主貸」で処理して下さい。

※「福利厚生費」の中に、専従者との旅行（家族旅行）が含まれている場合が見られました。家族旅行は経費にはなりませんのでご注意下さい。また、「福利厚生費」は、他人従業員に対する福利・厚生について支払いをした場合に使用する科目ですので、他人従業員がいらない事業主の方は、使用しないで下さい。

※家事按分（例：自宅とお店が一緒の場合、車を事業と家事と両方使用する場合など）を忘れてみえる方があります。この場合、全額経費にはなりませんので、ご注意下さい。また、事前にそのような支払いがないか、該当する経費科目をピックアップしておいて頂くとスムーズに処理ができます。

『所得控除編』

※国民年金保険料を控除する場合は、必ず控除証明書が必要になりますのお持ち下さい。

※国民健康保険料を控除する場合は、金額さえ確認できれば大丈夫ですので、市町村から送られてくるハガキ等を待たなくても、通帳から計算して頂いたり、納付書から計算して頂いたり、直接、市町村の窓口で確認していただいても構いません。

※必要書類（年金の源泉徴収票・生命保険控除証明書などの各種証明書等）が無く出直す方がみえました。来局前に必ず確認して下さい。

『その他』

※申告期間中に年末調整を行う方がみえました。1月10日までにお済ませ下さい。期限を過ぎると名古屋国税局よりお尋ねがあります。

※予約制でしたが、時間（50分）オーバーになる方が多数ありました。年内に処理が出来る事柄（車購入や買替、10万円以上の備品の購入（いわゆる減価償却対象資産の購入））に時間がかかりました。このような事案がある場合は、“記帳確認開催時”に必ずご相談下さい。

※マイナンバーカードの有効期限（電子証明書5年・カード本体10年）切れの方がみえましたのでご注意下さい。また、暗証番号（数字4桁と英数字6桁以上）がわからない方や更新の際に番号を変えて忘れてみえる方がみえました。マイナンバーカード作成時に設定してみえますので、再確認をお願いします。

事務局からのお知らせ

下記日程は、総会の為事務局を閉館させていただきます。
ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

5月27日（火）（一社）岐阜北青色申告会
5月27日（火）岐阜北税務署管内青色申告会連合会
6月 5日（木）岐阜県青色申告会連合会



@GIFUKITA_AOIRO



必ずお読み下さい。第37号③

《 TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 》

青色申告会だから
できる

第1回

野菜
果物

ハンドメイド

パン

キッチンカー

出店者募集

ワークショップ

スイーツ

お弁当

etc.

2025. 10. 26 (日)

開催時間 10:00~15:00

開催場所 メディアコスモス
みんなの広場 カオカオ

参加希望の方は、下記 google フォームから

申込期日 5 月末日

※ご質問やご相談はお気軽に
事務局にご連絡ください。



Windows 10のサポート終了に関するご連絡

Windows 10のパソコンはマイクロソフト社によるサポートが令和7（2025）年10月14日をもって終了する予定です。

ブルーリターンAはマイクロソフト社がサポートするOS環境にて動作保証を実施していることから、同年同日をもって Windows 10のパソコンにおけるブルーリターンAの動作保証を終了いたします。Windows 10をご利用の皆様におかれましては、引き続き安心安全な環境でご利用いただくために、Windows 11への利用パソコンの変更等をお願い致します。

また、ご自身でご利用の各種ソフトにおきましては今回のサポート終了に伴う動作保証のご確認をお願い致します。

〒500-8812 岐阜市美江寺町1-5 岐阜北青色会館2階 （一社）岐阜北青色申告会
TEL 058-263-4236 FAX 058-263-9555 発行 令和7年4月
©岐阜県 清流の国ぎふ・ミナモト #0117